

平成27年度

国民健康保険事業状況

岡山県

まえがき

国民健康保険は、国民の誰もが安心して医療を受けることのできる国民皆保険の基盤を成す制度として、創設以来半世紀の間、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増大といったさまざまな構造的な問題を抱えていることから、保険者の財政運営は依然として大変厳しい状況にあります。

こうしたことから、将来にわたり安定的で持続可能な財政運営を確保するため、平成30年4月から、県も新たに保険者に加わり、財政運営の責任主体として市町村とともに国保運営を担う新たな国民健康保険制度が施行されることから、現在、国においては政省令等の制定や新システムの設計・開発などの準備を進めており、また、県においても制度や運営の詳細について市町村との協議を重ねています。新たな制度でも、市町村は、地域住民との身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）の決定・賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き実施することに何ら変わりありません。

このように、国民健康保険は制度創設以来の大きな変革期を迎えています。各保険者では、地域住民がこれからも安心して必要な医療を受けられるよう、それぞれの現状を的確に把握・分析し、課題の解決に向けた取組を積極的に進めることが今まで以上に求められているところです。

本書は、平成27年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）に基づき県内27市町村と3国民健康保険組合の事業実績を集計・分析したものであり、今後の国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営に御活用いただければ幸いです。

平成29年3月

岡山県保健福祉部長寿社会課長

那 須 信 行

用語の解説

この資料で使われている主な用語等を説明すると次のとおりである。

1 国民健康保険の保険者

国民健康保険の保険者は、市町村及び国民健康保険組合である。

2 国民健康保険の被保険者

国民健康保険は健康保険等の職域保険に加入している者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く全ての者を対象とした地域保険である。

国民健康保険の被保険者は一般被保険者と退職被保険者等に区分される。

平成19年度までは、一般被保険者の中に旧老人保健法の規定による医療を受ける者（以下「老人医療受給対象者」という。）が含まれる。本書の中で表現を簡略化して「老人医療受給対象者を除く一般被保険者」を「若人」、老人医療受給対象者を「老人」と表記している場合がある。

また、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者を「介護保険第2号被保険者」、療養の給付を受ける者が6歳に達する日以降の最初の3月31日以前に給付を受けた場合にその者を「未就学児」、65歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合にその者を「前期高齢者」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のない者を「70歳以上一般」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のある者を「70歳以上現役並み所得者」と表記している場合がある。

3 年間平均被保険者（世帯）数

各月末における被保険者（世帯）数の前年度3月から当該年度2月まで（国保組合においては4月から3月まで）の合計を12で除した数。

4 療養の給付等

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関又は保険薬局から直接に診療・調剤等の現物をもって給付することをいう。保険者は当該療養の給付等に要する費用額のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金等を除いたものを保険医療機関等に支払う。

5 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合、被保険者が被保険者証を提出しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない場合等において、事後に被保険者の請求に基づき現金で支払う場合の給付をいう。

6 療養諸費

療養の給付等の額と療養費等の額を合計したものをいう。

7 受診率

年間受診件数（レセプト枚数）を年間平均被保険者数で除して得た数に100を乗じて得た数。（被保険者100人当たり年間平均受診件数）

8 一人当たり医療費・保険料（税）

一人当たり医療費は、療養諸費費用額を年間平均被保険者数で除して得た額。
また、一人当たり保険料（税）調定額は、保険料（税）調定額を年間平均被保険者数で除して得た額。

9 国保診療施設の規模

- ・ 甲…出張診療所
- ・ 乙…5床以下の常設診療所
- ・ 丙…6床以上19床以下の常設診療所
- ・ 丁…病院（20床以上）

目 次

| | | |
|------|---------------------------|-------|
| I | 国民健康保険事業概況 | 1 |
| II | 年 報 | 2 3 |
| III | 国民健康保険事業状況報告書統計表 | |
| 第1表 | 保険料（税）（現年分）収納率 | 4 4 |
| 第2表 | 月別一般状況 | 4 5 |
| 第3表 | 月別保険給付状況（一般被保険者分） | 4 6 |
| 第4表 | 〃（退職被保険者等分） | 4 7 |
| 第5表 | 保険者別一般状況 | 4 8 |
| 第6表 | 保険者別収支状況 | 5 2 |
| 第7表 | 〃（退職被保険者等分） | 6 2 |
| 第8表 | 保険者別保険料（税）収納状況（一般被保険者分） | 6 3 |
| 第9表 | 〃（退職被保険者等分） | 6 4 |
| 第10表 | 保険者別保険給付等支払状況（一般被保険者分） | 6 5 |
| 第11表 | 〃（退職被保険者等分） | 6 8 |
| 第12表 | 保険者別保険給付状況（一般被保険者分） | 7 0 |
| 第13表 | 〃（退職被保険者等分） | 7 7 |
| 第14表 | 保険者別診療費諸率（一般被保険者分） | 8 5 |
| 第15表 | 〃（退職被保険者等分） | 8 6 |
| 第16表 | 〃（全被保険者分） | 8 7 |
| 第17表 | 保険者別保険料（税）賦課徴収状況（一般被保険者分） | 8 8 |
| 第18表 | 〃（退職被保険者等分） | 9 7 |
| 第19表 | 一人当たり医療費順位 | 9 9 |
| 第20表 | 一人当たり保険料（税）調定額順位 | 1 0 0 |
| IV | 国民健康保険診療施設事業状況 | |
| 第21表 | 保険者別診療施設一般状況 | 1 0 1 |